

	た場合に必要な医療について、渡航前に学生と本学、留学先機関等が連携して充分確認を行うこと。
--	---

- (5) 入国にあたって自己隔離等、派遣先国政府の定める措置が課せられている場合、その措置を取れる体制が留学先機関において確保されること。
 - (6) 留学先機関において感染症対策を講じた住居が提供されること。
 - (7) 十分な数の対面式授業が開講されており、留学のために海外渡航する正当性が確保されていること。
 - (8) その他、龍谷大学が海外への渡航に適すると判断できること。
 - (9) 帰国時、日本国が水際対策措置を行っている場合は関連当局の指示に従うと共に、経過を逐次龍谷大学に報告すること。
5. 渡航先国においても十分な感染症対策に努めます。
6. 留学期間中は、不慮の事故や生活習慣・言語の違い等によるトラブルなどが生じる可能性のある事を認識し、十分な準備と注意を払い責任のある行動をとります。
7. 留学期間中に、やむを得ない理由で当初の滞在先を変更する必要がある時は、事前に必ず龍谷大学に相談し、自己判断による転居手続きを行いません。
8. 龍谷大学が定める海外旅行傷害保険に加入します。なお本学指定の海外旅行保険に加入したとしても、留学先機関等から保険に加入することを求められた場合、双方の保険に加入します。
- (龍谷大学が定める海外旅行傷害保険の内容は下記の通り)

補償項目	金額
傷害死亡	2,000 万円
傷害後遺障害	2,000 万円
治療・救援費用	3,000 万円
疾病死亡	1,000 万円
個人賠償責任	1 億円
携行品損害	20 万円
航空機寄託手荷物遅延	10 万円
航空機遅延	2 万円

9. 留学許可後であっても、傷病又は諸般の事情により、龍谷大学が留学又は海外への渡航が不適切であると判断した場合は、留学許可の取消等についてその判断を龍谷大学にゆだねます。また、それによって発生したキャンセル料などの諸経費について、龍谷大学に一切の責任を求めません。
10. 留学期間中に、傷病又は諸般の事情により、龍谷大学又は受入機関が修学・研修の継続が不可能であると判断し、留学期間短縮、帰国等の指示をした場合にはそれに従います。また、それらに必要な経費のうち、海外旅行傷害保険の補償限度額を超える分については、その費用を負担します。

11. 学生外国留学規程に関する要項の趣旨を理解し、本学の諸規則等を遵守します。
12. 留学期間中、現地では事故のないよう次の事項を守ります。
 - (1) 車・バイク等の運転はしない
 - (2) 迷惑になるような行動や事故につながりやすい一切の行動はしない
 - (3) 保険会社が約款等で危険なものとしているスポーツ・活動はしない
13. 帰国後2週間以内に、留学・帰国レポートを含め、定められた書類を留学サポートデスクに提出します。帰国日から起算して、単位認定に必要な書類が 60 日以内（60 日目が留学サポートデスク閉室日の場合は翌開室日）に留学サポートデスクに提出されない場合、すべての単位認定がされないことを理解しています。（ただし、留学先機関からの書類発行が遅れている等、本人の過失によらない遅延は上記の日数に算出しない）。

以 上